

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホーム さくらえん

重要事項説明書

短期入所事業 東京都指定 1373301884 号

令和7年1月1日現在

【 目 次 】

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 法人理念・方針	1
4. 施設運営の方針	2
5. サービスの内容	2
6. 利用料金の支払い方法	4
7. 利用手続き	4
8. 身元保証人	5
9. 緊急時、事故時の対応方法	6
10. サービス内容に関する相談、苦情	6
署名・押印	7
(別表) 料金表	8

社会福祉法人 徳心会
特別養護老人ホーム さくらえん

特別養護老人ホームさくらえん重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人徳心会
- (2) 法人所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号
- (3) 代表者氏名 理事長 関根 陸雄
- (4) 設立年月日 平成2年3月20日

2. 施設の概要

短期入所生活介護

- ①施設名 さくらえん
- ②指定番号 東京都1373301884号
- ③所在地 東京都武蔵野市桜堤2丁目8番31号
- ④管理者 塩田 勝
- ⑤電話番号 0422-51-5550
- ⑥FAX 0422-51-5807
- ⑦開設年月日 平成22年5月1日
- ⑧定員（1日あたり）10名（他空床利用10名まで可）

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

- (1) 利用者の意向を尊重して、多様な介護サービスを提供する。
- (2) 利用者が個人の尊厳を保持しながら、「その人らしさ」を大切にしたい自立した生活を地域社会において、営むことができるように支援する
- (3) 気づき、創意を發揮し、介護サービスの質及び顧客満足の向上に努める。
- (4) 高い公共性・倫理性を旨として、事業経営の透明性を確保する。
- (5) 民間社会福祉事業の主たる担い手として、先駆性・独自性を發揮し、専門性の高い職員資質の向上に努める。

4. 施設運営の方針

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能なサービス提供を目指します。
- (2) 社会福祉法人運営施設の独自性を主張します。
- (3) 安心・安全な「居場所」づくりを目指します。
- (4) 笑顔のあふれる「居心地」の良さを目指します。
- (5) プロフェッショナルな仕事を提供します。
- (6) 地域に開かれた運営とサービスを提供します

5. サービスの内容

(1) 配置基準

職種	配置人数	備考
管理者 (兼務)	1名	
医師 (非常勤)	1名以上	健康管理・療養上の指導
生活相談員 (常勤兼務)	2名以上	利用調整・契約・相談窓口
介護職員 (常勤兼務)	37名以上	内、看護職員 3名以上
看護職員 (常勤兼務)		
機能訓練指導員 (常勤兼務)	1名以上	機能訓練の実施・指導
管理栄養士 (常勤兼務)	1名以上	食事の提供・献立、栄養指導

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。職員配置の勤務体制は以下のとおりです。

職種	勤務体制
医師	毎週金曜日 9:30~12:30
生活相談員	8:30~17:30
介護職員	早番 : 7:00~16:00
	日勤 : 8:30~17:30
	遅番A : 12:00~21:00
	遅番B : 13:00~22:00
	夜勤 : 21:30~7:30
看護職員	8:30~17:30
機能訓練指導員	8:30~17:30
管理栄養士	8:30~17:30

(3) 利用定員・営業時間

利用定員	定員10名 (他空床利用10名まで可)
営業日	年中無休 (365日)
営業時間	24時間
その他	入退所の時間は、原則として10:00～16:00とします。

(4) 開設年月日 平成22年5月1日

(5) サービス内容

- | | |
|-------|-----------|
| ①食事 | ②入浴 |
| ③排泄 | ④日常生活訓練 |
| ⑤送迎 | ⑥健康チェック |
| ⑦機能訓練 | ⑧レクリエーション |
| ⑨生活相談 | ⑩所持品保管 |

(6) 利用料金

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割～3割、居住費、食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別表参照)

(7) 施設の詳細の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室となっております。居室には見守りカメラを設置しており、事故の検証等のために必要時のみ使用いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(個室)	110室	2階40室・3階40室・4階30室
共同生活室	11室	2階4室・3階4室・4階3室
浴室	3室	2階・4階一般浴、3階寝台浴・一般浴
医務室	1室	4階に1室
理美容室	1室	4階に1室

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとなります。

(8) 留意事項

事 項	備考
面 会	8:30～17:30 とさせていただきます。 上記以外の面会は事前にご相談下さい。
外 出	事前にお届け下さい。
飲 酒	制限なし。
喫 煙	敷地内は禁煙となっております。
設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
金銭、貴重品の管理	自己管理。
所持品の持ち込み	個人スペースの範囲で自由。
施設外での受診	自由。
宗教活動	他者に対しては不可。
ペット	不可。

- ・ サービス提供における送迎は、自宅玄関から事業所までとし、途中での乗降は原則としてできません。
- ・ 感染症等、他の利用者の心身に影響を及ぼすような状態にあるときにはサービスを中断させて頂くことがあります。
- ・ サービスの実施場所において、利用者間の金銭の授受及び貸与を禁止します。

6. 利用料金の支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書送付をいたしますので、指定日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、指定口座からの引き落としとなります。

※利用者の方が、要介護認定を受けていない場合には、サービスの費用の全額をお支払いいただきます。この場合、要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合については、「サービス提供証明書」を発行いたします。

7. 利用手続き

(1) サービス開始

直接施設で利用申し込みを受け付けます。事前に当施設の生活相談員・介護支援専門員等が、利用者・家族と直接ご面談し、担当の介護支援専門員の方と相談し、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の方とご相談下さい。

(2) サービス契約終了

①利用者のご都合で契約終了される場合

サービス利用契約終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入居した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③その他

- ・利用者がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、利用を終了していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

(3) 利用のキャンセルについて

①利用開始予定日以前の中止

利用前に利用者、家族の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は徴収しません。但し、必ず事前に連絡するようお願いいたします。

②利用中のサービス提供中止について

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービス提供を中止し、利用を終了（帰宅）していただく場合があります。

- ・利用者が途中退居（帰宅）を強く希望した場合
- ・入居日の健康チェックの結果、入院が必要な疾病が発生した場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・医師の意見書等の利用基準を超えた場合。

8. 身元保証人

利用者は、原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元保証人は、サービス利用者及び家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な事項をしていただきます。

- ①利用者がサービス利用中に医療機関に入院する場合の入院手続き。
- ②契約解除やサービス中断等したときの身柄の引き取り。
- ③利用者の身上に関する事項等。

9. 緊急時、事故時の対応方法

利用者の容体に急変がある等の緊急時、また、サービス提供による事故発生時には下記連絡先、市区町村等に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

(1) 緊急連絡先

連絡先1	(ふりがな) 氏名		続柄	
	自宅電話		携帯電話	
連絡先2	(ふりがな) 氏名		続柄	
	自宅電話		携帯電話	

10. サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担当部署	相談課
電話番号	TEL. 0422-51-5550 FAX. 0422-51-5807
受付時間	8:30~17:30

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
木川 憲子	TEL 0422-26-1207
村雲 祐一	TEL 0422-51-5035

当施設以外に、公的機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉

武蔵野市高齢者支援課サービス相談調整専門員専用電話

・0422-60-2525

武蔵野市高齢者支援課

・0422-60-1925

〈公的団体〉

東京都国保連合会苦情相談窓口

・03-6238-0177

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

令和 年 月 日

特別養護老人ホームさくらえん（短期入所事業）利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業 者)

所在地 東京都武蔵野市桜堤2丁目8番31号
名 称 社会福祉法人 徳心会
特別養護老人ホーム さくらえん（短期入所事業）
（短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業）

園 長 塩 田 勝 ⑩

説明者 所 属 相 談 課

⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームさくらえん（短期入所事業）についての重要事項の説明を受けました。

(利 用 者)

〒
住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

代 筆 者 身元保証人 その他 _____

(身元保証人)

〒
住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ (続柄)

(別 表)

短期入所

①介護サービス費（上段 1割負担、中段 2割負担、下段 3割負担）

項目	1日あたりの自己負担額		
	ユニット型個室		
要介護度 1 (704単位)	763円/日		
	1,525円/日		
	2,288円/日		
要介護度 2 (772単位)	836円/日		
	1,672円/日		
	2,508円/日		
要介護度 3 (847単位)	918円/日		
	1,835円/日		
	2,752円/日		
要介護度 4 (918単位)	995円/日		
	1,989円/日		
	2,983円/日		
要介護度 5 (987単位)	1,069円/日		
	2,138円/日		
	3,207円/日		

②連続61日以上短期入所生活介護を行った場合（上段 1割負担、中段 2割負担、下段 3割負担）

項目	1日あたりの自己負担額		
	ユニット型個室		
要介護度 1 (670単位)	725円/日		
	1,451円/日		
	2,176円/日		
要介護度 2 (740単位)	801円/日		
	1,602円/日		
	2,404円/日		
要介護度 3 (815単位)	882円/日		
	1,765円/日		
	2,647円/日		
要介護度 4 (886単位)	959円/日		
	1,919円/日		
	2,878円/日		

要介護度 5 (955単位)	1,034円／日
	2,068円／日
	3,102円／日

③体制加算 ※1

項目	1日あたりの自己負担額
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) (18単位)	19円／日
	38円／日
	59円／日
夜勤職員配置加算 (Ⅳ) (20 単位)	22円／日
	44円／日
	65円／日
機能訓練体制加算 (12単位)	13円／日
	26円／日
	39円／日
看護体制加算 (Ⅰ) (4 単位)	5 円／日
	9 円／日
	13円／日
看護体制加算 (Ⅱ) (8 単位)	9 円／日
	18円／日
	26円／日
看護体制加算 (Ⅲ) (12 単位)	13円／日
	26円／日
	39円／日
看護体制加算 (Ⅳ) (23 単位)	25円／日
	50円／日
	75円／日
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (3 単位)	4 円／日
	7 円／日
	10円／日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (4 単位)	5 円／日
	9 円／日
	13円／日
生活相談配置等加算 (13 単位)	14円／日
	28円／日
	42円／日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (22単位)	24円／日
	48円／日
	72円／日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (18単位)	20円／日
	39円／日
	59円／日

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (6単位)	7円/日
	13円/日
	20円/日
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) (100単位)	109円/月
	217円/月
	325円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (10単位)	11円/月
	22円/月
	33円/月

※1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)はいずれか一つのみの算定となります。

③個別加算 ※1

項目	自己負担額
送迎加算 (片道) (184単位)	200円/回 ※2
	399円/回 ※2
	598円/回 ※2
療養食加算 (8単位)	9円/食 ※3
	18円/食 ※3
	26円/食 ※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (200単位)	217円/日 ※4
	434円/日 ※4
	650円/日 ※4
若年性認知症利用者受入加算 (120単位)	130円/日
	260円/日
	390円/日
個別機能訓練加算 (56単位)	61円/日 ※5
	122円/日 ※5
	182円/日 ※5
医療連携強化加算 (58単位)	63円/日
	126円/日
	189円/日
看取り連携体制加算 (64単位)	70円/日 ※6
	139円/日 ※6
	208円/日 ※6
緊急短期入所受入加算 (90単位)	98円/日 ※7
	195円/日 ※7
	293円/日 ※7
在宅中重度者受入加算 1 (421単位)	456円/日
	912円/日
	1,368円/日

在宅中重度者受入加算 2 (417単位)	452円／日
	904円／日
	1,355円／日
在宅中重度者受入加算 3 (413単位)	448円／日
	895円／日
	1,342円／日
在宅中重度者受入加算 4 (425単位)	461円／日
	921円／日
	1,381円／日
生活機能向上連携加算 (I) (100 単位)	109円／月
	217円／月
	325円／月
生活機能向上連携加算 (II) (200 単位) ※7 (+100 単位)	217円 (109円) ／月 ※8
	434円 (217円) ／月 ※8
	650円 (325円) ／月 ※8
口腔連携強化加算 (50 単位)	55円／月
	109円／月
	163円／月
長期利用者提供減算 (▲30 単位)	▲33円／日
	▲65円／日
	▲98円／日

- ※1 利用者の状況に応じて加算されるものと加算されないものがあります。
 ※2 通常の実施地域は武蔵野市内です。この他の地域についても相談に応じます。
 (別途料金がかかることがあります。)
 ※3 1日に3回を限度に料金がかかります。
 ※4 入居日から7日間を限度に料金がかかります。
 ※5 訓練実施日に算定されます。
 ※6 ご逝去日およびご逝去以前30日以内に限り。
 ※7 サービス提供表に予定されていない緊急利用時に原則7日間を限度に料金がかかります。
 ※8 個別機能訓練加算を算定している場合は()内の料金が加算されます。

④ 介護職員等処遇改善加算

①～③までの合計額に14.0%相当が加わります。

その他の料金

① 滞在費

1日あたり ユニット型個室 3,260円

② 食事に要する費用

朝食 460円 昼食 780円 夕食 620円

③理美容代

カット1回あたり 2,000 円
毛染め（カット・シャンプー込み）6,400 円
パーマ（カット・シャンプー込み）6,600 円

④その他

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。

※上記の滞在費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。

介護予防短期入所

①介護サービス費（上段 1割負担、中段 2割負担、下段 3割負担）

項目	1日あたりの自己負担額	
	ユニット型個室	
要支援1 (529単位)	572円/日	
	1,145円/日	
	1,718円/日	
要支援2 (656単位)	710円/日	
	1,420円/日	
	2,132円/日	

②体制加算 ※1

項目	一日あたりの自己負担額	
機能訓練体制加算 (12単位)	13円/日	
	26円/日	
	39円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (22単位)	24円/日	※2
	48円/日	※2
	72円/日	※2
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (18単位)	20円/日	※2
	39円/日	※2
	59円/日	※2
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (6単位)	7円/日	※2
	13円/日	※2
	20円/日	※2
認知症専門ケア加算（Ⅰ） (3単位)	4円/日	
	7円/日	
	10円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅱ） (4単位)	5円/日	
	9円/日	
	13円/日	
生活相談員配置等加算 (13単位)	14円/日	
	28円/日	
	42円/日	

※1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※2 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれか一つのみの算定となります。

③個別加算 ※1

項目	自己負担額	
送迎加算（片道） （184単位）	200円／回	※2
	399円／回	※2
	598円／回	※2
療養食加算 （8単位）	9円／食	※3
	18円／食	※3
	26円／食	※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （200単位）	217円／日	※4
	434円／日	※4
	650円／日	※4
若年性認知症利用者受入加算 （120単位）	130円／日	
	260円／日	
	390円／日	
個別機能訓練加算 （56単位）	61円／日	※5
	122円／日	※5
	182円／日	※5
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （100単位）	109円／月	
	217円／月	
	325円／月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （200単位）※6（+100単位）	217円（109円）／月	※6
	434円（217円）／月	※6
	650円（325円）／月	※6

- ※1 利用者の状況に応じて加算されるものと加算されないものがあります。
- ※2 通常の実施地域は武蔵野市内です。この他の地域についても相談に応じます。
（別途料金がかかることがあります。）
- ※3 1日に3回を限度に料金がかかります。
- ※4 入居日から7日間を限度に料金がかかります。
- ※5 訓練実施日に算定されます。
- ※6 個別機能訓練加算を算定している場合は（ ）内の料金が加算されます。

④介護職員処遇改善加算

①～③までの合計額に14.0%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

その他の料金

① 滞在費

1日あたり ユニット型個室 3,260円

② 食事に要する費用

朝食 460円 昼食 780円 夕食 620円

③理美容代

カット1回あたり 2,000円
毛染め（カット・シャンプー込み）6,400円
パーマ（カット・シャンプー込み）6,600円

④その他

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。

※上記の滞在費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。

